

3 参考資料

○要配慮者等の特性ごとに必要な対応

◆視覚障がい

主な 特性等	○視覚の障がいには、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚特性などがあり、その障がいの状態は多様である。 ○生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になる。また、掲示物など視覚からの情報のみでは情報を受け取れない。 ○全盲や弱視、視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難である。色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難である。
避難生活で 留意すべき事項	○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。 ○避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す。 ○情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。 ○仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど、移動が安全に行えるよう配慮する。 ○盲導犬同伴の場合は、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。

◆聴覚障がい

主な特性等	○聴覚の障がいには、完全に聞こえない、補聴器装用により日常会話が可能な人から、装用してもわずかに音を感じる程度の人、補聴器を装用しなくても大きな声での会話なら可能な人など様々で、聴力損失の時期や程度、他の障がいとの重複、社会交流の機会や教育等の事情により、主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる。個別の状況に応じたコミュニケーション手段に配慮する必要がある。 ○聴力損失の程度や発語訓練の有無等により、自分の状態を音声言語で伝えることに困難がある。 ○サイレンや音声による避難情報等では現状を理解できないため、災害発生時の情報提供の仕組みを作ると同時に、緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方等）を、日常生活情報として周知しておく必要がある。 ○外見から障がいがわかりづらい。また、声が出ていても聞こえないという障がいをもった人がいるということが理解されにくい。
避難生活で留意すべき事項	○広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する内容は、必ず文字で掲示・伝達する。 ○手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明を行う。 ○避難場所では手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集ってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。 ○在宅避難者には掲示板、FAX、メールを活用した情報提供を行ない、その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ○手話をコミュニケーションの手段として活用できるよう、手話通訳者や要約筆記者の専門ボランティアを避難所等に派遣するように努める。 ○聴導犬同伴の場合の対応を、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。

◆肢体不自由

主な特性等	○車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。 ○脊髄や頸椎の損傷等による体幹の機能障がいでは、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障がいを伴うことがある。 ○運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。 ○身体が変形や拘縮（関節が固まって動かなくなる）や緊張（体が伸びてしまう）などで、通常の車いすにはうまく座れない場合がある。 ○車いすを自力で操作出来る人と、自分では動かせない人がいる。また、自分の車いすで座位をとれる人でも、床の上で座位を保てない人もいる。 ○経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合がある。 ○重度心身障がい者・児の場合は、免疫力が低いことが多く、より多くの環境整備が必要である。 ○筋ジストロフィー、ALS などによる筋力の低下等により、人工呼吸器を使用している人もいる。 ○自分の意思が伝えにくかったり、知的な障がいを併せ持つ場合がある。 ○言語障がいがある人もおり、慌てないで聞くことによって、聞き取れる可能性もあるので、落ち着いた対応が求められる。
避難生活で留意すべき事項	○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ○車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。 ○車いすが通れる通路を確保する。 ○人工呼吸器を使用している場合は、バッテリーなど電源を確保する。 ○手話をコミュニケーションの手段として活用できるよう、手話通訳者や要約筆記者の専門ボランティアを避難所等に派遣するように努める。 ○介助犬同伴の場合は、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。

◆内部障がい

主な特性等	◆心臓の障がい ○心筋梗塞、狭心症、弁膜症や不整脈などの疾患のため、心臓機能が低下してしまう症状であり、薬物療法やペースメーカーなどで体調の安定を保っており、一定以上の身体活動、心的ストレスにより心臓に負荷がかかると、呼吸困難や狭心症の発作などの症状が起こるため、医療的ケアが必要な場合がある。 ◆腎臓の障がい ○体内の水分や塩分の調整、老廃物の排泄、血圧等の調整が困難なため、食事療法や身体活動の制限があり、大多数の人が定期的な人工透析を必要とする。 ◆呼吸器の障がい ○気管や肺の疾病等によりガス交換（酸素と二酸化炭素の交換）が十分行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、酸素療法が必要な場合がある。
避難生活で留意すべき事項	○人工透析を受けられる病院を早急に探す。 ○医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。 ○食事制限の必要な人を確認する。 ○医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

◆知的障がい／発達障がい

主な特性等	◆知的障がい ○具体的に見えないことや将来起こりうる状況を想定したり、複数の情報をいっぺんに把握したり、これらを総合的に考慮して判断したりすることが困難である。（障がいの程度は、常時介護が必要な人から、会話でのやりとりや抽象的な話題が苦手な人まで様々である） ○急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまう、大きな声を上げてしまうことなどがある。 ○コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにする。あるいは、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど視覚面も含めたコミュニケーションをするなど、配慮が必要となる。 ○緊急時の対応（避難の仕方、消火器の使い方等）を、日常生活において支援者とともに練習しておく必要がある。 ◆発達障がい
-------	---

	○とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取れない。 ○言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合がある。 ○いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがある。 ○触られるのを嫌う人や、子どもの泣き声や大きな声におびえる人もいる。 ○声を掛けても反応しなかったり、オウム返しであったりと言葉でのコミュニケーションが困難な場合がある。困っていることを伝えられない場合もある。 ○感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりすることがある。逆に、感覚の鈍さがあり、出血しても平気でいたり痛みを訴えたりしないことがある。 ○一見、障がいがあるようには見えない人が多くいる。
避難生活で留意すべき事項	○周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。 ○具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝える。 ○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ○大きな声を上げたり、飛び跳ねたり、独り言を言ったりといった障がい特性から、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮する。 ○障がい特性により避難所での生活が難しく、家族単位で自宅や車中で避難生活を送る場合があるが、親など家族が障がい者本人から離れられず救援物資や情報の提供網から漏れる場合がある。避難所に生活していない世帯にも物資や情報が行き届くよう配慮する。 ○心身の不調などを自ら説明することが難しいため、外形的に見えにくい傷病などが深刻化する場合がある。心や身体の不調がないか、特に留意する必要がある。

◆精神障がい

主な特性等	○災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合がある。 ○孤立しないよう家族や知人と一緒に行動できるようにする。 ○多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要である。
避難生活で留意すべき事項	○精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援を行う。 ○具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 ○医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

◆アレルギー疾患

主な特性等	○エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、頻度が多く、かつ、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が入っている場合は、明示することにも必要になる。 ○その他、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルマシ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマモモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られているので、注意が必要である。 ○人工透析患者や糖尿病患者の場合は食事や医薬品の制限等があること、高齢者の場合はやわらかい物が必要であること、また、宗教上の理由により食事制限等があることについて配慮が必要である。
避難生活で留意すべき事項	○物資の供給においては、アレルギー反応等で個別に用意する必要がある家族は自主的な確保について事前に周知することが必要である。 ○動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所内でのペットとの同居は原則禁止する。

◆難病

主な特性	○疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多い。(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障がいのある人、視覚障がいのある人、時差・日差変動のある人など)
------	---

	○外見上はわかりにくい症状（痛み、倦怠感等）に悩まされることも多く、症状が重くなったり軽くなったりし、無理をすると悪化する場合が多い。 ○特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる。 ○人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。
避難生活で留意すべき事項	○人工透析患者については、透析医療の確保を図る。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内） ○人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。 ○緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。

◆要介護高齢者／要支援高齢者

主な特性等	◆ひとり暮らしの高齢者等 ○体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合もある。 ○避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。 ○夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる高齢者もいる。 ◆認知症の高齢者等 ○記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障がい、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。 ○単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガ等を負うおそれがある。
避難生活で留意すべき事項	○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ○本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める。 ○プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努める。 ○認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

◆乳幼児

主な特性等	○乳幼児期は心身面の発達が著しい時期である。 ○乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切である。また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠である。 ○幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期である。また、社会性も芽生え、行動も活発化するが、危険を判断し的確な行動をとることが困難である。 ○乳幼児は免疫力が弱く、大人に比べ体力もないことから、風邪など感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすくなる。また、放置すると生命の危機に及ぶため、早期の手当と室内環境を整えることが大切である。 ○保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。
避難生活で留意すべき事項	○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。 ○プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を速やかに確保する。 ○育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。

◆妊産婦

主な特性等	○妊娠の時期は、母体の健康だけでなく健やかな子どもの出産に向けて重要な時期であると同時に、妊婦の心身の変化が大きい時期である。 ○妊娠初期は、特に流産しやすい時期だが、体型などの変化はあまり見られず外見上ではわかりにくいことから、周りの注意が必要である。 ○妊娠中期は、つわりなどの症状もおさまり安定期に入るが、妊娠24週ぐらいから腹部が大きくなり、腰痛やむくみなどの症状が出やすくなる。 ○妊娠後期は、出産に向かい準備をする時期であり、分娩に備え、より一層の健康管理が重要となる。体重も増加し、腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きがとりにくく、ちょっとした歩行でも息があがり易くなる。 ○出産後、母体が妊娠前の状態に戻る産後6週から8週までの時期を産褥期といい、この時期は、十分な休養をとる必要がある。また、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期である。
避難生活で留意する	○十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める。 ○居室の温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。

◆日本語に不慣れな外国人

主な特性等	○日本語を十分理解できない場合は、掲示等における漢字表記が理解できないなど、災害情報や避難情報などの伝達が困難な場合がある。 ○地震・津波や台風などの無い国からの外国人は、これらに対する災害経験が極端に少ない、又はまったく無い場合があるため、例えば、大地震後の余震や津波など災害の特性とその対応について十分周知する必要がある。 ○言葉の障壁だけではなく、文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがある。特に、宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違いが大きい。 ○普段から言葉の障壁等もあって地域社会に溶け込んでおらず、災害時に孤立してしまう場合がある。 ○在住外国人は、多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力がある。
避難生活で留意すべき事項	○情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。 ○宗教・文化の違いに配慮する。(食事、拝礼の習慣等) ○通訳、翻訳者の配置をするように努める。

区・地域における救助用資機材、備蓄物資の取扱要領

1 目 的

この要領は、区・地域において災害時に使用する救助用資機材、備蓄物資の取り扱いについて、基本的な必要事項を定める。

2 保管場所（平成27年6月30日現在）

（1）救助用資機材

- ・可搬式ポンプ収納庫（736ヵ所）
- ・災害時避難所（562ヵ所）
- ・区役所（24ヵ所）

（2）備蓄物資

- ・災害時避難所（約560ヵ所）
- ・区役所（24ヵ所）

3 収納品目

（1）救助用資機材 以下の品目とする。（ ）内は数量。

- ・可搬式ポンプ収納庫
バール（3）、ノコギリ（3）、ジャッキ（2）、シャベル（4）、
ロープ（1）、かけや（1）、救急セット（1）、布担架（1）、
収納ロッカー（1）
- ・災害時避難所、区役所
バール（3）、ノコギリ（3）、ジャッキ（2）、シャベル（4）、
ロープ（1）、かけや（1）、救急セット（1）、布担架（1）、
収納ロッカー（1）、手斧（2）

（2）備蓄物資 以下の品目とする。

- ・災害時避難所
水缶詰、毛布、懐中電灯、ラジオ、防水シート、日用品セット、食料品（アルファ化米、乾パン、粥など）、簡易トイレ、トイレ消耗品、救助用資機材
- ・区役所
水缶詰、毛布、懐中電灯、ラジオ、防水シート、日用品セット、食料品（アルファ化米、乾パン、粥など）、バスタオル、トイレトーパー、オムツ（大人用・幼児用）、生理用品、救急セット、救急薬品、作業服、安全靴、ゴム長靴、粉ミルク、簡易トイレ、トイレ消耗品

4 在庫管理

- (1) 区役所及び避難所において期限切れや避難訓練等により必要数が不足した場合、区役所は危機管理室に対し払出依頼書（様式1）により備蓄品の搬入を依頼する。
- (2) 危機管理室は各区役所に対し、年1度在庫量の照会を行うものとし、各区役所は調査の上、様式2により回答するものとする。

5 備蓄物資の運用

- (1) 備蓄物資の運用は、区長の指示により運用する。ただし、緊急やむを得ない時には各関係者は臨機の対応を行うことができるものとする。この場合、緊急対応を行ったものは、運用後早急に区長に報告する。
- (2) 更新年限到達品目については、訓練時等に利用するなど有効活用を図るものとする。
- (3) (2)の更新年限到来品目は、賞味期限が1年未満の飲食料品とし、品目は、アルファ化米（お粥）、ビスケット（乾パン）、水などの飲食料品に限る。
- (4) なお、(1)による報告があった場合、各区は速やかに危機管理室に報告する。また、(2)の避難訓練等に使用しようとする時は、危機管理室に予め品目、賞味期限、数量を報告しなければならない。

6 鍵の取り扱い

- (1) 救助用資機材、備蓄物資の収納庫などの鍵の取り扱い

備蓄物資収納場所の鍵（収納場所に至るまでの鍵を含む）は、施設管理者と地域の代表者、区役所が保有する。

鍵 所持者	区役 所 庁舎	可搬 式 ポン プ 収納 庫	災害時避難所				
			門扉	避難場 所	備蓄場 所	ロッカー場 所 (ロッカ ー)	階段 シャッタ ー
区役所	○	○	○	○	○	○	○
地域代表 者		○	○	○	○	○	○
施設管理 者		○	○	○	○	○	○

(注)・地域での鍵の所持者は、「門扉」「避難場所等」「ロッカーの場所・ロッカー」「備蓄場所(ただし、ロッカー場所と同一の場合は割愛)」「階段シャッター」の5種類を1セットとして3者で各々持つのが望ましい。

(2) 鍵の所有にかかる地元との「覚書」の交換

避難場所開設にかかる区長と地域振興町会長との「覚書」を準用して救助用資機材保管に関する鍵の「覚書」を交換する。

ただし、避難場所の鍵の所有者と救助資器材の鍵の所有者を同一人とするときは、「避難場所開設にかかる区長と地域振興町会長との《覚書》」の一部訂正を行なう方法もある。

- 7 その他、区役所独自で各所に配備した救助用資機材、備蓄物資については、区役所において所管し、適正に管理を行う。

(平成27年8月7日 改訂)



多言語音声翻訳アプリ

VoiceTra[®]

< ボイストラ >

無料アプリ

話した内容を外国語に翻訳 31言語に対応！

ショッピングで
他のサイズはありますか。

駅で
次の列車は何時ですか。

寿司屋で
穴子ください。

旅行会話に最適！

ホテルで
チェックインは何時ですか。

病院で
少し熱があります。

入力した文です。
駅までの行き方を教えてください。

こう翻訳しました。
Please tell me the way to the station.

翻訳の意味はこれです。
駅へ行く道を教えてください。

English 英語 | 日本語

ここを長押しで言語変更

ボイストラ

VoiceTra は、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の
“音声認識・翻訳・音声合成” 技術を活用した音声翻訳アプリです。

アプリのダウンロードはこちらから

各ダウンロードサイトに「VoiceTra」と検索、
または右記QRコードよりアクセスしてください。

VoiceTraサポートページ <http://voicetra.nict.go.jp/>

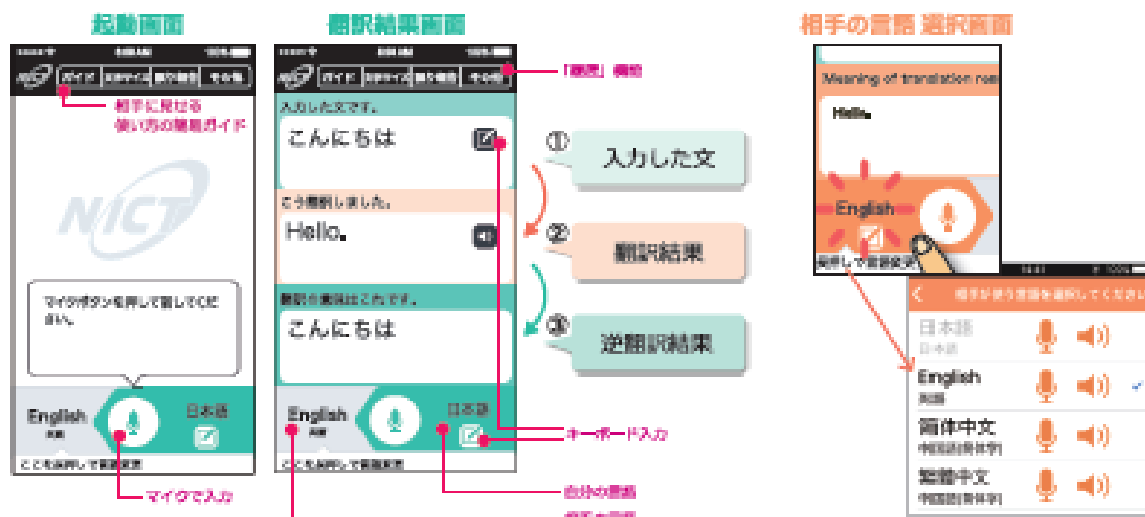
Facebookページ @VoiceTra.Support

- VoiceTra は無料でダウンロード・ご利用いただけますが、個人の旅行者の試用を想定して作られた NICT の研究用アプリであり、研究目的のサーバを使用しています。
- NICTの音声翻訳技術を活用した民間サービスが拡大中です。業務用に最適な民間の製品・サービスのご利用もご検討ください。
民間の製品・サービス事例のご紹介 → グローバルコミュニケーション開発推進協議会サイト <http://gcp.nict.go.jp/>

VoiceTra <ボイストラ>

音声翻訳アプリ『VoiceTra』は、話しかけたことを翻訳します。
ダウンロード・ご利用は、すべて無料*です。

*本アプリケーションのご利用にはインターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料はご利用者様負担となります。海外でローミング中にご利用の場合、通信料が高額になる場合があります。ご注意ください。



翻訳できる言語 (31言語)

翻訳できる言語は 31 言語です。(中国語、ポルトガル語の方言を含みます。)

🗣️ 音声で入力できる (18言語対応)

🔊 音声が出力される (15言語対応)

(🗣️)(🔊) 今後対応予定

🗣️ 🗣️ 日本語	🗣️ 🗣️ ベトナム語	🗣️ 🗣️ シンハラ語	🗣️ 🗣️ ポーランド語
🗣️ 🗣️ 英語	🗣️ 🗣️ スペイン語	🗣️ 🗣️ デンマーク語	🗣️ 🗣️ ポルトガル語
🗣️ 🗣️ 中国語 (簡体字)	🗣️ 🗣️ ミャンマー語	🗣️ 🗣️ ドイツ語	🗣️ 🗣️ ポルトガル語 (ブラジル)
🗣️ 🗣️ 中国語 (繁体字)	🗣️ 🗣️ アラビア語	🗣️ 🗣️ トルコ語	🗣️ 🗣️ マレー語
🗣️ 🗣️ 韓国語	🗣️ 🗣️ イタリア語	🗣️ 🗣️ ネパール語	🗣️ 🗣️ モンゴル語
🗣️ 🗣️ タイ語	🗣️ 🗣️ ウルドゥ語	🗣️ 🗣️ ハンガリー語	🗣️ 🗣️ ラオ語
🗣️ 🗣️ フランス語	🗣️ 🗣️ オランダ語	🗣️ 🗣️ ヒンディ語	🗣️ 🗣️ ロシア語
🗣️ 🗣️ インドネシア語	🗣️ 🗣️ クメール語	🗣️ 🗣️ フィリピン語	

アプリの入手方法

App StoreもしくはGoogle playで「VoiceTra」または「NICT」と検索してください。
VoiceTraのアイコンであることを確認してからダウンロードしてください。

ダウンロード及びインストールには、App StoreではApple IDが、Google PlayではGoogle アカウントが、それぞれ必要です。

VoiceTraサポートページ

<http://voicetra.nict.go.jp/>



VoiceTra Facebookページ

<https://www.facebook.com/VoiceTra.Support/>



お問い合わせ先

・開発元

〒619-0289 京都府相楽郡精華町光台 3-5
国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT)
先進的音声翻訳研究開発推進センター (ASTREC)

・アプリの使い方について

VoiceTraサポートチーム: voicetra-support@khn.nict.go.jp

・音声翻訳技術のライセンスについて

ASTREC企画室: lct@khn.nict.go.jp

VoiceTraで使用している音声翻訳技術の適正利用についてのご相談等は、こちらまで連絡ください。



- ・VoiceTraは音声翻訳技術の性能評価等の実施実験のために公開されています。そのため、VoiceTraの開発内容は秘蔵されず、予告なく変更が終了する場合があります。
- ・VoiceTraに入力された音声や翻訳結果などのデータは、音声翻訳技術の改良の目的のために利用します。
- ・VoiceTraはNICTの登録商標です。このパンフレットに記載するその他の会社名、商品名、ブランド名、ロゴマークなどは、各社の商標、登録商標、または登録です。
- ・このパンフレットの内容は変わることがあります。最新情報はVoiceTraサポートページをご覧ください。